

# 国立環境研究所 E S C O (Energy Service Company) 事業 提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条

国立環境研究所 E S C O 事業に関し、競争性、公平性、透明性を確保し、事業者からの提案を審査するため、国立環境研究所 E S C O 事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条

審査委員会は、国立環境研究所 E S C O 事業に関する次の事項を審議する。

- 1 E S C O 事業提案の審査並びに最優秀提案及び優秀提案の選定に関すること。
- 2 その他国立環境研究所 E S C O 事業に関すること。

(組織)

第3条

審査委員会は、別表に掲げる国立環境研究所外の学識経験者数名及び同研究所の職員による委員をもって構成する。

(委員長)

第4条

- 1 審査委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(審査委員会)

第5条

- 1 委員長は審査委員会の議長となる。
- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(委員でない者の出席)

第6条

委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に、専門知識を有する者又は国立環境研究所 E S C O 事業に関係する者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条

- 1 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。
- 2 委員は、直接間接を問わず、事業者が行う国立環境研究所 E S C O 事業提案に関係してはならない。
- 3 委員は、審議の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、国立環境研究所又は審査委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(事務局の設置)

第8条

審査委員会の事務局は、独立行政法人国立環境研究所総務部施設課に置くものとする。

付 則

この要綱は平成16年8月11日から施行する。